

## 震災時等における危険物仮貯蔵又は仮取扱いに関する運用要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、震災その他大規模な災害等の発生時（以下「震災時等」という。）における被災区域の災害応急対策、災害復旧又は社会的機能の維持のために、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）に係る安全対策、事前手続き等について必要な事項を定める。

(本要綱の適用)

第2条 この要綱に定める仮貯蔵等に係る運用は、震災時等において本市に甚大な被害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はそれと同等の被害が発生したものと認められる場合で、この要綱に定めるところにより、緊急に危険物の仮貯蔵等を承認することが必要と認めるときに適用するものとする。

(共通する安全対策等)

第3条 震災時等における仮貯蔵等について、共通する安全対策等は、次の各号によること。

- (1) 仮貯蔵等を行う場所とその周辺の危険性をハザードマップ等で把握すること。
- (2) 危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこととし、屋内で行う場合は、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。
- (3) 保有空地の確保等は、次によること。

ア 屋内の場合

- (7) 液状の危険物を仮貯蔵等する建築物の床は、危険物が浸透しない構造であること。
- (1) 仮貯蔵等をする建築物の構造は、耐火構造又は不燃材料で造られた専用の棟又は室とすること。ただし、第2類若しくは第4類（引火点が70℃以上のものに限る。）又は指定数量の10倍未満の危険物の仮貯蔵等は、建築物の構造が不燃材料で造られている場合に限り、専用としないことができること。

イ 屋外の場合

- (7) 仮貯蔵等を行う場所は、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所であること。
- (1) 仮貯蔵等を行う場所の周囲は、柵、ロープ等を設けて明確に区画し、下表に定める幅の空地を保有すること。

表 保有空地

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下	1.0m以上
指定数量の倍数が10を超え20以下	2.0m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下	4.0m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下	7.0m以上
指定数量の倍数が200を超えるもの	10.0m以上

- (4) 見やすい箇所に標識・掲示板を立て、関係者に注意喚起を行うこと。
- (5) 流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物が流出する危険

性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

- (6) 保有空地を含め、危険物の貯蔵又は取扱場所での火気使用を禁止すること。
- (7) 静電気対策は、次によること。
  - ア ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器(ドラム本体、詰め替え容器)だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。
  - イ 静電誘導による帯電を防止するため、危険物の貯蔵又は取扱場所は、可能な限り金属類を置かず、貯蔵又は取扱い上必要な場合は、当該金属類も確実にアース又はボンディング(導体同士を電線で接続すること。)を確保すること。
  - ウ 絶縁性素材の用具は極力使用しないこと(遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いないこと。)
  - エ 危険物を取り扱う作業者は、静電安全靴の着用等、静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れ、人体の帯電量を小さくしておくこと。
  - オ 作業場所にビニールシート等を敷く場合は、導電性の確保に留意すること。
  - カ 給油、移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える(充填の初期最大流速は1m/s)とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、充填後しばらく静置すること。
  - キ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。
- (8) 取り扱う危険物に応じた消火設備(消火器等)を用意すること。
- (9) 仮貯蔵等を行う場所は、作業に関係がない者の立入りを厳に禁じるとともに、適宜巡回等により監視するなど防火上の安全管理に努めること。
- (10) 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこととし、危険物の貯蔵、取扱いの全体管理業務は、危険物取扱いに関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。
- (11) 余震発生、避難勧告発令時等における対応について、あらかじめ定めておくこと。
- (12) 安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先、調達手順等について、あらかじめ定めておくこと。

(取扱形態に応じた安全対策等)

第4条 危険物の取扱形態に着目した特有の対策については、次の各号の例によること。

- (1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い(別添1参照)
  - ア 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風、換気を確保すること。
  - イ ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎む必要がある

こと。

ウ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風、換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油、小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

エ 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱場所の危険物の数量は、可能な限り少なくすること。

オ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り（別添2参照）

ア 変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。

イ 危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱場所で複数の設備からの抜取りを同時に行うことを避けること。

(3) 移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）（別添3参照）

原則として、ガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として、次の事項に留意すること。

ア 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立入りを厳に禁ずること。

イ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

ウ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができること。

エ ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。

オ 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では、吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油すること。

(4) 移動タンク貯蔵所の注入ホースに緊結された可搬式給油設備により自動車への給油又

は容器への注油（別添４参照）

ア 危険物を取り扱う場所は屋外とし、給油場所の位置は、危政令第９条第１項第１号の規定の例により、周囲の建築物等から距離を保つこと。

イ 給油設備は、危険物の規制に関する規則（昭和３４年総理府令第５５号。以下「危省令」という。）第２５条の２（固定給油設備等の構造）の規定に準ずる構造のものとする。

ウ 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有するものとする。また、架台には車両の衝突を防止するためのポール等を設けること。

エ 移動タンク貯蔵所１台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか１油種とする。また、危険物の取扱い作業終了後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携行缶等に排出する際の吸気に供するため、移動貯蔵タンクのタンク室の１つは空室にしておくこと。

オ 危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し保管すること。

なお、危険物の取扱い作業前の点検の際には、前記エに掲げる移動貯蔵タンクにおける危険物積載状況についても確認を行うこと。

カ 給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行うこと。

キ 夜間等、給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させること。

（事前の手続き等）

第５条 震災時等において、次条に定める手続きにより、仮貯蔵等の承認申請を行うことを想定している電気関係事業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等（以下「事業者等」という。）は、仮貯蔵等の形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続き等について、事前に所轄の消防署長（以下「署長」という。）と協議した上で、震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書（第１号様式。以下「実施計画書」という。）を提出すること。

２ 実施計画書は、次の各号に掲げる資料等を添付すること。

(1) 仮貯蔵等実施予定場所の付近見取図、敷地配置図、資機材配置図、使用資機材リスト等

(2) 仮貯蔵等の実態に応じた適切な安全対策

(3) 必要な資機材の調達、準備方法等

(4) その他仮貯蔵等について必要な事項

３ 署長は、実施計画書の提出があったときは、現地調査を行うものとする。

４ 実施計画書の提出部数は、正本１部及び副本１部とし、副本に届出済の印を押して事業者等に返付するものとする。

（実施計画書の受理）

第６条 署長は、事業者等から実施計画書が提出された場合は、震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書受理簿（第２号様式。以下「受理簿」という。）に必要な事項を

記載すること。

(発災時における仮貯蔵等の申請手続き)

第7条 実施計画書が提出されている場合における口頭、電話等（以下「口頭等」という。）による仮貯蔵等の申請手続きは、次によること。

(1) 仮貯蔵等の申請

実施計画書を事前に署長へ提出している事業者等は、口頭等により仮貯蔵等の申請をすることができること。

(2) 電話等による仮貯蔵等の承認

署長は、口頭等による申請があれば、仮貯蔵等の内容や周囲の状況について確認し、仮貯蔵等の申請内容が実施計画書の内容と相違がなく、安全が確認された場合は、速やかに口頭等により承認すること。

なお、聞き取った内容は、震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱い整理票（第3号様式。以下「整理票」という。）に必要な事項を記載すること。

(3) 現地調査の実施

署長は、口頭等による承認後、必要に応じて現地調査を実施し、実施計画書通りの仮貯蔵等が行われているか確認すること。その際、実施計画書と異なった仮貯蔵等を行っている場合又は危険な状態であると判断した場合は、仮貯蔵等を中止をさせること。

(4) 事後の手続きは、次によること。

ア 事業者等は、後日来庁が可能となった場合、速やかに危省令第1条の6の規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請書（以下「申請書」という。）及び仮貯蔵等の内容に係る書類を2部提出すること。この場合、申請書の日付は、実際に提出した日を記入すること。

イ 署長は、申請書が提出されたときは、速やかに審査を実施し、支障がないと認めるときは、当該申請書の副本に承認の印を押して事業者等に交付すること。

なお、承認年月日は、口頭等による承認をした日とし、申請書の「その他必要事項」欄に口頭等で承認した旨を記載すること。

(5) 署長は、上記(1)から(4)に係る手続きの経過を受理簿に記載し、管理すること。

(6) 実施計画書と異なる場合は、口頭等により承認することができない場合があるため、事業者等は、実施計画書の内容をよく確認のうえ申請すること。

2 実施計画書が提出されていない場合は、原則通常の手続きを要すること。

(同一場所での連続仮貯蔵等)

第8条 災害の状況により、10日間を超えて仮貯蔵等を行う必要がある場合は、仮貯蔵等の承認を繰り返すことが可能であり、この場合、次の事項に留意すること。

(1) 一の承認は10日以内とし、その都度書面による承認申請を行うこと。

(2) 承認期間内であっても、仮貯蔵等を行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去すること。

(危険物施設における仮貯蔵等)

第9条 既設の危険物施設において想定される仮貯蔵等については、次の各号によること。

- (1) 震災時等に想定される仮貯蔵等について、事前に変更許可申請又は軽微な変更の届出により、許可の内容に内包されている場合、仮貯蔵等の承認申請は必要ないこと。
- (2) 前号の場合において、予防規程を定めなければならない危険物施設については、震災時等における緊急対策、施設の応急点検、仮貯蔵等の手順等を予防規程に記載し、認可を受けていること。

2 危険物施設において、あらかじめ許可の内容に内包されていない次の各号に掲げる事項等については、仮貯蔵等の承認申請が必要であること。

- (1) 許可を受けた危険物と異なる仮貯蔵等をする場合
- (2) 既設の設備等において、使用目的や方法が全く異なる利用をする場合
- (3) その他、許可の内容と明らかに異なる仮貯蔵等を行う場合

3 発災後の対応

事業者等は、発災後、あらかじめ取り決めていた仮貯蔵等を行う場合は、二次災害を防止する観点から、次の各号に留意すること。

(1) 緊急対応

発災直後は、予防規程等に基づき施設の緊急停止や従業員の安全確保に努めること。

(2) 施設の応急点検

施設の応急点検を行い、被害状況を確認し、想定していた仮貯蔵等の実施の可否を判断すること。

(3) 異常時の対応

仮貯蔵等の際、流出や火災等が発生した場合は、速やかに危険物の貯蔵又は取扱いを中止して必要な対応を行うとともに、消防機関に通報すること。

(4) 仮貯蔵等の終了

仮貯蔵等の必要がなくなった場合は、速やかに当該危険物の貯蔵又は取扱いを停止し、必要に応じて平常時の危険物の貯蔵又は取扱いに移行すること。

(指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵又は取扱い)

第10条 指定数量未満の危険物を臨時的に貯蔵し、又は取り扱う場合においては、仮貯蔵等の承認手続きは必要ないが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防するため、本要綱を参考に適切に安全対策を講じること。

(実施計画書の見直し)

第11条 事業者等は、定期的実施計画書の見直しを図り、不備がないか確認すること。

付 則

この通達は、令和4年3月14日から施行する。

第1号様式

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書

		年 月 日
尼崎市 消防署長 様		
		届出者 住所 _____ 電話 _____ 氏名 _____
仮貯蔵又は 仮取扱いの場所	住所	
	氏名	
危険物の類、品名、 最大数量及び倍数		
仮貯蔵又は 仮取扱いの方法		
貯蔵・取扱責任者氏名 及び緊急連絡先		(TEL : _____ )
その他必要な事項		
※ 受付 欄		※ 経 過 欄
		整理番号：第 _____ 号

- 備考 1 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印欄は記入しないこと。

第2号様式

震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書受理簿

整理 番号	実施計画書 提出年月日	申請者住所、氏名等	電話等	口頭等	現地調	申請書	承認済
		仮貯蔵又は仮取扱い実施予定場所	申 請	承 認	査実施	受 理	副 本 交 付
	年 月 日		有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /
	年 月 日		有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /
	年 月 日		有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /
	年 月 日		有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /
	年 月 日		有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /	有・無 / / / / / / /



第3号様式

震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱い整理票

実施計画書整理番号	
電話等申請年月日等	年 月 日 AM・PM : 頃
申請者住所及び氏名	
仮貯蔵又は仮取扱い予定場所	
仮貯蔵又は仮取扱いの形態	
危険物の類、品名及び数量 (指定数量の倍数)	(指定数量 倍)
電話等申請者氏名・連絡先	( - - )
電話等申請取扱者氏名	
口頭等承認年月日等	年 月 日(承認者: )
備 考	

実施計画書整理番号	
電話等申請年月日等	年 月 日 AM・PM : 頃
申請者住所及び氏名	
仮貯蔵又は仮取扱い予定場所	
仮貯蔵又は仮取扱いの形態	
危険物の類、品名及び数量 (指定数量の倍数)	(指定数量 倍)
電話等申請者氏名・連絡先	( - - )
電話等申請取扱者氏名	
口頭等承認年月日等	年 月 日(承認者: )
備 考	